

鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会

【パブリックコメント実施結果】

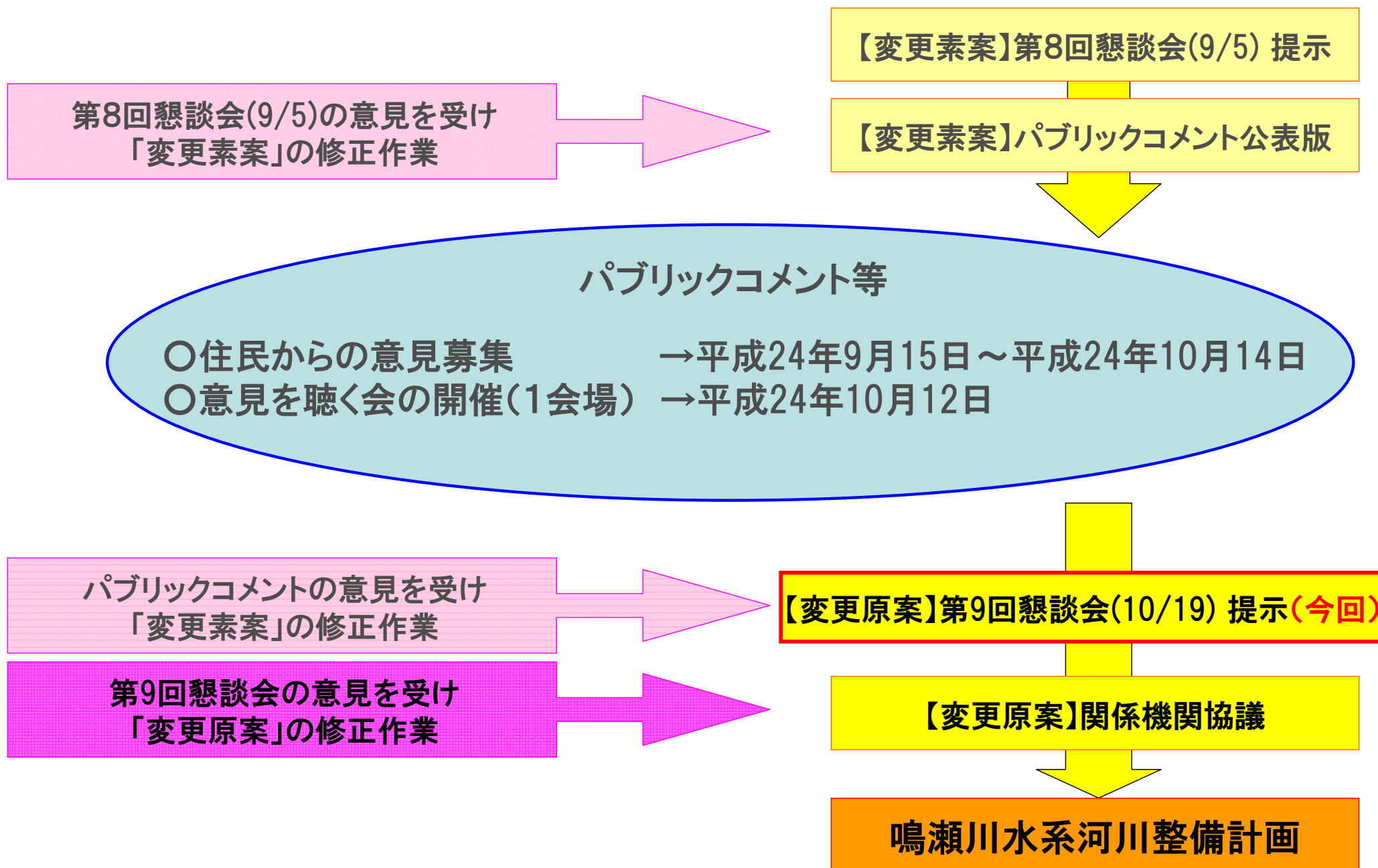
実施期間：平成24年9月15日～平成24年10月14日

平成24年10月19日

国土交通省 東北地方整備局

◆第8回懇談会後の経過と今後の流れ

【河川整備計画】



◆記者発表(投げ込み)

ご意見の募集

がんばろう!東北 東北地方整備局
北上川下流河川事務所
平成24年9月14日

鳴瀬川(河口域を主とした)河川整備計画の変更について
ご意見をお聴かせ下さい
～鳴瀬川水系河川整備計画について～

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、鳴瀬川の沿川地域では主に河口部周辺で甚大な被害を受けました。この地震や津波による被害の発生を受け、鳴瀬川においては河川整備計画(平成19年8月策定)の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、流域に住む皆様のご意見を頂きながら作業を進めていくこととしています。このため、『鳴瀬川水系河川整備計画【変更案】』の公表を行い、はがきやインターネット等で意見の募集を実施します。

【意見募集期間】
平成24年9月15日～平成24年10月14日

【意見募集方法】

①鳴瀬川水系河川整備計画【変更案】の公表

- ・ホームページ及び閲覧場所において、河川整備計画(変更案)を公表しております。
- ・閲覧場所においては、計画概要パンフレットも配布しております。

②意見募集方法

- ・計画概要パンフレットの添付はがきにご意見を記入し、投函していただきます。
- ・また、ホームページからメール又はFAXでの意見募集も行います。

※募集方法の詳細については別紙をご覧ください。

【「地域の方々の意見を聞く会」の開催】

上記に加え、今後地域の方々の意見を聴く会の開催を予定しております。開催日時及び場所につきましては、後日ホームページなどにより公表します。

地域の方々の意見を聴く会－開催案内

がんばろう!東北 平成24年10月3日
北上川下流河川事務所

鳴瀬川の河口域を主とした河川整備計画の変更
について、ご意見をお聴かせ下さい
～地域の方々の意見を聴く会を開催します～

鳴瀬川では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、主に河口部周辺で甚大な被害を受けたことから、平成19年8月に策定した河川整備計画の変更が必要となっております。整備計画の変更にあたって、地域の意見を伺うため、どなたでも参加できる「地域の方々の意見を聴く会」を開催しますのでお知らせいたします。

<<地域の方々の意見を聴く会>>

- 実施内容
河川整備計画の変更内容を説明し、ご意見を頂きます。
- 開催日時・場所
10月12日(金) 18:30～20:30 小野市民センター 2階 講義室
(住所: 東松島市小野字新欠下36)

◆インターネットによる意見募集

9/15～10/14間のアクセス件数 : 90件

鳴瀬川(河口域を主とした)河川整備計画について
ご意見をお聴かせください

募集期間
9月15日(土)～10月14日(日)

北上川下流河川事務所ホーム>鳴瀬川水系河川整備計画>鳴瀬川水系河川整備計画意見募集

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、鳴瀬川の沿川地域では、主に河口部周辺で甚大な被害を受けました。この地震や津波による被害の発生を受け、鳴瀬川においては、河川整備計画(平成19年8月策定)の変更が必要となります。

今後の河川整備の目標や進め方について、みなさんの貴重なご意見をお寄せ下さい。

鳴瀬川水系河川整備計画【素案】

素案の全文をダウンロードする場合はこちら

鳴瀬川水系河川整備計画【変更案】(大臣管理区間)【PDF30.63MB】

素案の一部をダウンロードする場合はこちら

表紙及び目次 [PDF197KB]
1.計画の基本的な考え方 [PDF90KB]
2.鳴瀬川の概要 [PDF593MB]
3.鳴瀬川の現状と課題 [PDF2.65MB]
4.河川整備の目標に関する事項 [PDF1.04MB]
5.河川整備の実施に関する事項 [PDF4.71MB]
6.鳴瀬川水系河川整備計画附図 [PDF16.4MB]

パンフレットはこちらから



①パンフレットのハガキで
右表の窓口に設置してあるパンフレットに付いているハガキでご意見をお寄せ下さい。

②ホームページで
当ホームページからは下記よりご意見を書き込めます。

意見を送る

③FAXにて
FAX 0225-94-9857にお送り下さい。
ご意見FAX用紙はこちら [Word様式](#)
[PDF様式](#)

④意見を聴く会にて
地域の方々の意見を聞く会の開催を予定しております。開催日時及び場所につきましては、後日ホームページなどにより公表いたします。

| 名 称 | 担当窓口 | 電話番号 | 住 所 |
|------------|---------|--------------|--|
| 北上川下流河川事務所 | 調査第一課 | 0225-94-9847 | 石巻市蛇田字新下沼80 |
| 大崎出張所 | 技術係 | 0229-22-0336 | 大崎市古川鶴ヶ坪字鶴田154-3 |
| 鹿島台出張所 | 技術係 | 0229-56-2617 | 大崎市鹿島台木間塚字小谷地196-1 |
| 鳴瀬出張所 | 技術係 | 022-354-3101 | 宮城郡松島町高城字水溜下1-1 |
| 宮城県庁 | 土木部河川課 | 022-211-3173 | 仙台市青葉区本町三丁目8-1 |
| 東部土木事務所 | 河川砂防第一班 | 0225-98-3360 | 石巻市東中里2-1-1 |
| 東松島市役所 | 建設部建設課 | 0225-82-1111 | 東松島市矢本字上河戸36-1(本庁舎) 東松島市小野字新宮前5(鳴瀬庁舎) |

お問い合わせ先


国土交通省 東北地方整備局
 北上川下流河川事務所 調査第一課
 〒986-0861石巻市蛇田字新下沼80
 TEL 0225-94-9847 FAX 0225-94-9857
<http://www.thr.mlit.go.jp/naryuu/>

◆変更素案(閲覧用)、パンフレット(配布用)設置状況

**鳴瀬川(河口域を主とした)河川整備計画の変更について
ご意見をお聴かせください**

～鳴瀬川水系河川整備計画*について～

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、鳴瀬川の沿川地域では、主に河口部周辺で甚大な被害を受けました。この地震や津波による被害の発生を受け、鳴瀬川においては、河川整備計画(平成19年8月策定)の変更が必要となります。

このパンフレットは、河川整備計画の変更にあたり、地域のみなさまのご意見をお聴きするための「河川整備計画【変更素案】」の概要説明となっております。

今後の河川整備の目標や進め方について、みなさまのご意見をお寄せ下さい。



平成22年9月18日撮影

添付のハガキを用いて、ご意見をお聴かせ下さい

※いただきましたご意見について、鳴瀬川水系河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。
※一切の個人情報については、第三者に開示または提供することはありません。

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。現在の「鳴瀬川水系河川整備計画」は平成19年8月に策定され、概ね30年間の段階的な川づくりの内容を示しており、鳴瀬川水系の国土交通大臣管理区間約90kmを対象としています。

●変更素案閲覧・パンフレット設置状況



東松島市役所(本庁舎)



北上川下流河川事務所(閲覧室)

●変更素案の閲覧場所

| 名称 | | 担当窓口 |
|---------|------------|---------|
| 宮城県内 | 北上川下流河川事務所 | 調査第一課 |
| | 大崎出張所 | 技術係 |
| | 鹿島台出張所 | 技術係 |
| | 鳴瀬出張所 | 技術係 |
| 宮城県庁 | | 土木部河川課 |
| 東部土木事務所 | | 河川砂防第一班 |
| 東松島市役所 | | 建設部建設課 |



東松島市役所(鳴瀬庁舎)

◆新聞記事等への掲載

●パブリックコメント関係新聞記事

平成24年9月28日 石巻日日新聞

北上川・鳴瀬川水系 整備計画の意見募集
10月14日まで
北上川下流河川事務所は、東日本大震災に伴って北上川水系および鳴瀬川水系の河川整備計画（素案）を見直すこととし、10月14日まで流域住民からの意見募集を行っている。計画は、洪水を軽減するための治水対策や利水対策、河川環境の

保全、さらに住民参加の地域づくりなど、今後おおむね30年間の川づくりの目標を明らかにした。北上川水系は岩手、宮城の支流を含めた約429・24km、鳴瀬川水系は約90kmが対象。
鳴瀬川水系は平成19年8月に計画を策定。北上川水系は昨年3月に素案がとりまとめられたが、震災により両水系の河口部が甚大な

被害を受け、計画変更が必要になった。主な変更内容として、北上川河口部に高さ最大8・4m（東京湾平均海面高、従前4・6m）、無堤防地区の旧北上川河口部は最大7・2mの堤防整備や河川堤防の耐震対策を明記。流失や変動が見られる河口砂州の維持管理、水門の機能強化、防災教育支援や震災の伝承などに努める

ことが盛り込まれた。素案は石巻市蛇田の北上川下流河川事務所と同ホームページのほか、県東部土木事務所、石巻市役所、北上・河川各総合支所（北上川水系）、東松島市役所（鳴瀬川水系）などで閲覧可能。これらの場所では計画概要パンフレットを配布しており、添付はがきで意見を応募できる。

平成24年10月4日 日刊建設工業新聞

9日から「地域の意見聞く会」

北上川など河川整備計画変更で 東北整備局
北上川の河川整備計画変更案について意見を聞く会は、9日に河北総合支所（石巻市）、10日に石巻市役所（同）、11日に北上総合支所（同）で開く。鳴瀬川に関しては12日に小野市民センター（東松島市）で行う。
東日本大震災で北上川は河口部周辺が被災。鳴瀬川も河口部周辺を中心に甚大な被害が出た。両河川とも河川整備計画の見直しが必要となり計画の変更作業に着手。このほどもまとめた両河川それぞれの変更案について、14日まで広く意見を募集している。

平成24年10月6日 石巻かほく新聞

北上川・鳴瀬川 河川整備アイデア募集
9日から意見聴く会も
東北地方整備局北上川・鳴瀬川事務所は、東日本大震災で大きな被害を受けた北上川・鳴瀬川の河川整備計画の変更案について、9日から意見聴く会を開催する。このほかにも、素案の閲覧や意見募集（9/15～10/14）を行っている。河川整備計画の変更内容をホームページなどで公開し、意見の募集を行っている。

「河川整備計画」は、河川事務所や市の関係機関で閲覧可能。意見募集は、河川整備計画変更案のパンフレットを添付はがきで応募できる。また、河川整備計画の変更内容をホームページなどで公開し、意見の募集を行っている。

●「意見を聴く会」開催新聞広告

平成24年10月6日 石巻かほく新聞

北上川・鳴瀬川 河口域を主とした河川整備計画の変更について、ご意見をお聴かせください
～「地域の方々の意見を聴く会」を開催します～

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、主に河口部周辺で甚大な被害を受けたことから、河川整備計画の変更が必要となります。計画の変更にあたって、地域の意見を伺う、どなたでも参加できる「地域の方々の意見を聴く会」を開催しますのでお知らせします。

北上川 開催日
10月9日(火) 19:00～ 場所:河北総合支所 3階 大会議室 石巻市相野谷字旧会所前12-1
10月10日(水) 19:00～ 場所:石巻市役所 4階 庁議室 石巻市殿町14-1 ※立体駐車場の入口は5階となります。
10月11日(木) 19:00～ 場所:北上保健センターひまわり 大ホール 石巻市北上町鳴瀬字大須215

鳴瀬川 開催日
10月12日(金) 18:30～ 場所:小野市民センター 2階 講義室 東松島市小野字新欠下36

◎「地域の方々の意見を聴く会」にて、河川整備計画の変更内容を説明し、ご意見を頂きます。
◎他にも、素案の閲覧や意見募集（9/15～10/14）を行っています。河川整備計画の変更内容をホームページなどで公開し、意見の募集を行っています。
◎問い合わせ 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査第一課 TEL0225-94-9847 ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

平成24年10月6日 石巻日日新聞

北上川・鳴瀬川 河口域を主とした河川整備計画の変更について、ご意見をお聴かせください
～「地域の方々の意見を聴く会」を開催します～

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、主に河口部周辺で甚大な被害を受けたことから、河川整備計画の変更が必要となります。計画の変更にあたって、地域の意見を伺う、どなたでも参加できる「地域の方々の意見を聴く会」を開催しますのでお知らせします。

北上川・開催日
10月9日(火) 19:00～ 場所:河北総合支所 3階 大会議室 住所:石巻市相野谷字旧会所前12-1
10月10日(水) 19:00～ 場所:石巻市役所 4階 庁議室 住所:石巻市殿町14-1 ※立体駐車場の入口は5階となります。
10月11日(木) 19:00～ 場所:北上保健センターひまわり 大ホール 住所:石巻市北上町鳴瀬字大須215

鳴瀬川・開催日
10月12日(金) 18:30～ 場所:小野市民センター 2階 講義室 住所:東松島市小野字新欠下36

「地域の方々の意見を聴く会」にて、河川整備計画の変更内容を説明し、ご意見を頂きます
◎他にも、素案の閲覧や意見募集（9/15～10/14）を行っています。河川整備計画の変更内容をホームページなどで公開し、意見の募集を行っています。
◎問い合わせ 国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査第一課 tel 0225-94-9847 ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

◆はがき・メール等による意見募集 (平成24年9月15日～平成24年10月14日)

◆意見を聴く会の開催(平成24年10月12日)

| | 集計件数 | 意見数 |
|------------|------|-----|
| はがき 等投函 | 24件 | 26件 |
| メール | 0件 | 0件 |
| F A X | 0件 | 0件 |
| 合 計 | 24件 | 26件 |

| 開催場所 | 日時 | 参加者数 | 発言者数 | 意見数 |
|----------|--------------------------|------|------|-----|
| 小野市民センター | 10月12日(金) 18:30～19:50 | 36人 | 9人 | 12件 |

◆「地域の方々の意見を聴く会」の開催状況



小野市民センター

◆質問内容と有効回答数【選択回答】

- ・鳴瀬川水系河川整備計画(変更素案)に記載した、主に河口部の河川整備について、(1)～(5)の項目を設定。
- ・質問A:(1)～(5)の項目ごとに、適切～不適切の5段階で評価。
- ・質問B:5段階で評価した理由。

有効回答数:24件

はがき・メール等において設定した選択式意見募集の内容

1.東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波の被害を踏まえ、河口域を主とした河川整備について、あなたはどのように考えますか。(1)～(5)までのそれぞれの項目について、A、Bの設問にお答えください。

- (1) 洪水・高潮・津波・地震に対応した堤防の整備
- (2) 流水の適正な管理
- (3) 河川管理施設や観測施設の機能強化
- (4) 河口周辺の河川環境のモニタリング
- (5) 防災教育への支援や震災経験の伝承

質問A. それぞれの項目について、あなたはどのように考えますか？

①適切 ②ほぼ適切 ③普通 ④やや不適切 ⑤不適切

質問B. Aの理由として、どのような点を評価しましたか？

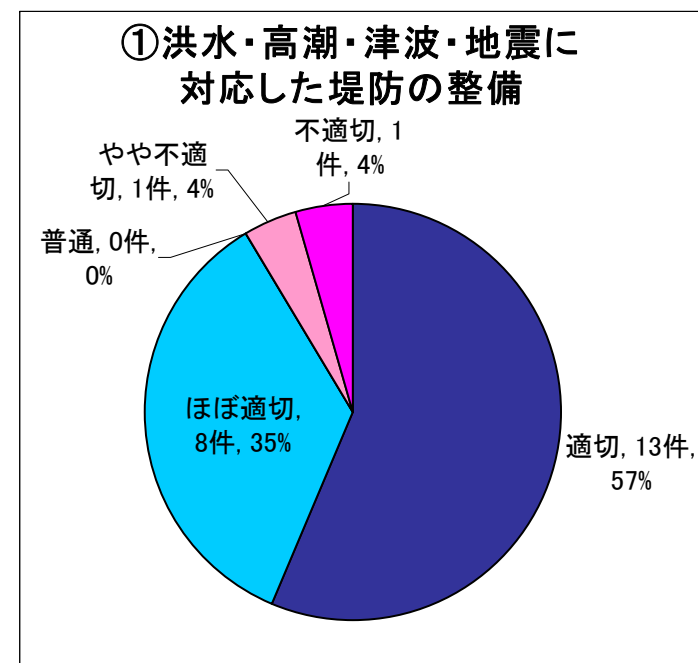
①実施効果 ②実施メニュー ③その他 ※()へ具体的に記入

◆集計結果【選択回答】

①洪水・高潮・津波・地震に対応した堤防の整備
 適切 :92%(21件:適切、ほぼ適切と回答した件数)
 普通 : 0%(0件:普通と回答した件数)
 不適切: 8%(2件:やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 :2件
- ・実施メニュー :0件
- ・その他 :0件



◆集計結果【選択回答】

②流水の適正な管理

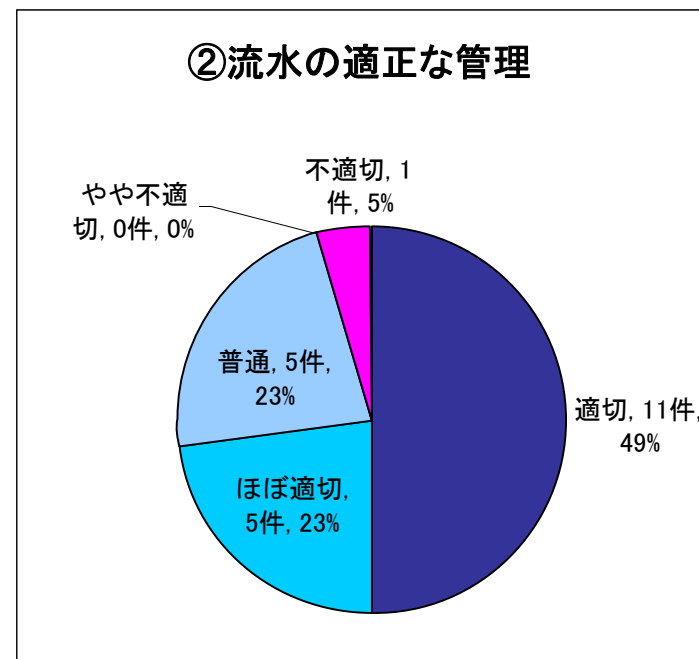
適切 : 72%(16件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

普通 : 23%(5件:普通と回答した件数)

不適切: 5%(1件:やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 : 1件
- ・実施メニュー : 0件
- ・その他 : 0件



③河川管理施設や観測施設の機能強化

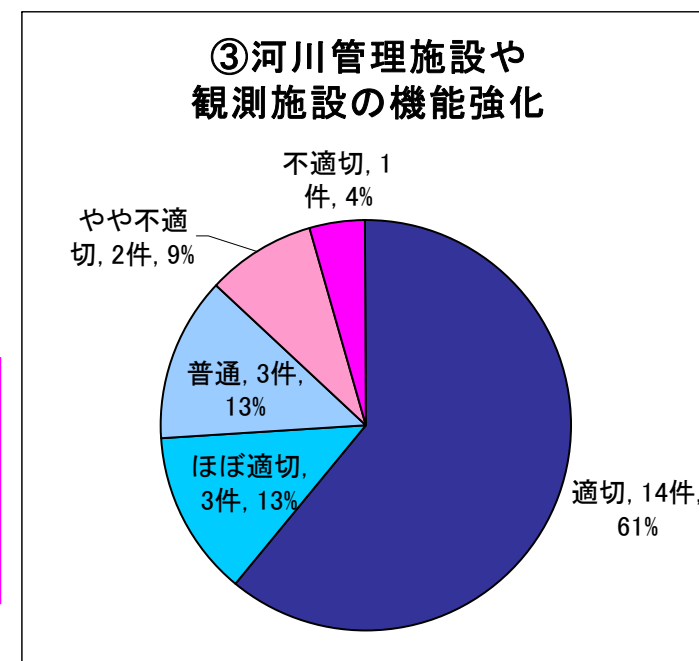
適切 : 74%(17件:適切、ほぼ適切と回答した件数)

普通 : 13%(3件:普通と回答した件数)

不適切: 13%(3件:やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由:質問Bの回答】

- ・実施効果 : 1件
 - ・実施メニュー : 1件
 - ・その他 : 1件
- 具体的な理由(従来通りでよい。災害時停電時作動?)



◆集計結果【選択回答】

④河川周辺の河川環境のモニタリング

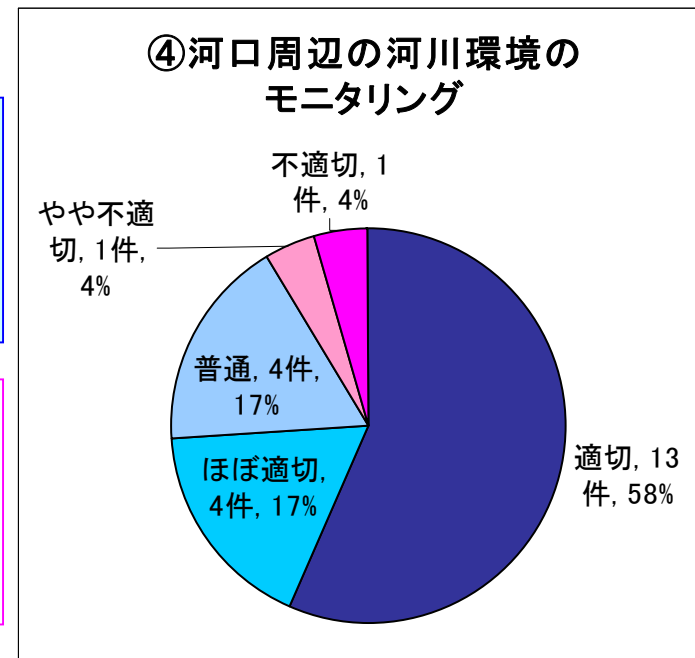
適切 : 75% (17件: 適切、ほぼ適切と回答した件数)

普通 : 17% (4件: 普通と回答した件数)

不適切: 8% (2件: やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由: 質問Bの回答】

- ・実施効果 : 0件
 - ・実施メニュー : 1件
 - ・その他 : 1件
- 具体的な理由(モニタリング以前の問題)



⑤防災教育への支援や震災経験の伝承

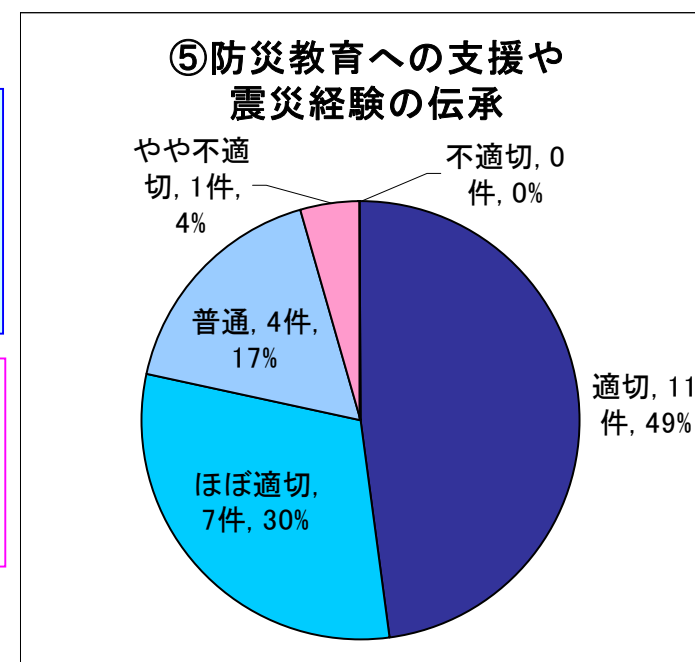
適切 : 79% (18件: 適切、ほぼ適切と回答した件数)

普通 : 17% (4件: 普通と回答した件数)

不適切: 4% (1件: やや不適切、不適切と回答した件数)

【不適切と回答した方の主な理由: 質問Bの回答】

- ・実施効果 : 0件
- ・実施メニュー : 1件
- ・その他 : 0件



- ・集計した38件の意見を項目毎に整理。
- ・中でも多かった項目は河口部の「堤防整備」や「維持管理」。

| 項目 | 意見分類(9分類) | 意見総数 | 合計 |
|---------------------|-------------------|------|----|
| 【全般】 | ①河川整備計画全般 | 4 | 4 |
| 【治水】 治水に関する目標 | ①河口部の堤防整備の考え方 | 8 | 12 |
| | ②堤防の耐震対策 | 2 | |
| | ③その他(治水) | 2 | |
| 【利水・環境】 利水・環境に関する目標 | ①人と河川とのふれあいの場の整備 | 5 | 5 |
| 【維持管理】 維持管理に関する目標 | ①河口部の維持管理 | 8 | 17 |
| | ②河川空間の維持管理 | 3 | |
| | ③水門等の操作に関する防災危機管理 | 3 | |
| | ④防災教育・震災経験の伝承 | 3 | |
| 合 計 | | 38 | |

◆項目:全般 意見分類: 河川整備計画全般

- ①安心して生活するための地域づくりに必要な整備計画だと思えます。
- ②川や水は住民に密接に関係しており、国交省がリーダーとなって関係機関と調整し進めてほしい。
- ③計画変更の内容はほぼ適切と思われるが、これをいかに防災の視点から実施効果を高めていくかが重要。住民生活に対する視点、配慮した整備をしてほしい。

ご意見のとおり、川や水と流域で生活されている方々の生活は密接に関係しており、住民の方々と情報を共有し、連携を図りながら河川管理を行っていきます。なお、今回の整備計画(変更原案)においても、以下の考え方を盛り込んでおります。

<整備計画(変更原案)における考え方>

1.2 計画の基本理念【変更原案 2頁】

鳴瀬川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開します。

○安全で安心が持続できる鳴瀬川

○大崎耕土を支え地域の生活にとけ込んだ自然にふれる水辺として

○川が伝えるふるさとの姿にふれる場として

5.河川の整備の実施に関する事項 / 4 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施【変更原案 131頁】

治水、利水、環境に関する河川整備の目標を念頭に置き、鳴瀬川の現状や地域の要望等の把握に努めて評価改善を行い、地域のシンボルとなる川づくりを常に目指します。

◆項目:治水 意見分類: 河口部の堤防整備の考え方

- ①上流の堤防ができると下流の弱いところが被害を受けるので頑丈な堤防を作してほしい。
- ②河口付近、特に排水場付近の堤防破壊が酷い。津波に対して不十分であった。
- ③堤防断面について、天端幅の拡大や裏法勾配を3割にするなど、強固な堤防断面を検討してほしい。

今回の整備計画(変更原案)では、高潮・津波による水位上昇等が想定される河口部において、以下の考え方で堤防整備を進めていくこととしております。

<整備計画(変更原案)における考え方>

3.鳴瀬川の現状と課題 / 1.3 (1) 堤防の量的整備【変更原案 48頁】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波が、鳴瀬川を遡上し、さらに既設堤防を越水したことなどによって、堤防の決壊や水門等施設が被災しました。

これらの被災施設については、被災前の安全度を早急に確保するため、段階的に施設を復旧してきたところであり、引き続き、これらの施設復旧に努めるとともに、地域の復興計画等と整合を図りながら、津波・高潮を考慮した対策を行う必要があります。

5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.1 (1) 1) 堤防の量的整備【変更原案 80頁】

河口部については、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図るため、必要となる堤防整備を実施します。堤防整備にあたっては、「施設計画上の津波」を上回る津波に対する構造上の工夫をしていくとともに、東松島市の震災復興基本計画との整合を図り、まちづくりと一体となった減災対策を進めていきます。

◆項目:治水 意見分類: 堤防の耐震対策

○耐震効果の効果が確認された堤防があるので、時間がかかっても堤防の大部分について耐震工事を実施した方がよい。

堤防の耐震対策については、区間ごとに安全性の点検を行ったうえで、必要な対策を実施していくこととしております。なお、今回の整備計画(変更原案)においても、以下の考え方で進めていくこととしております。

<整備計画【変更原案】における考え方>

3.鳴瀬川の現状と課題 / 1.1 (3) 耐震・液状化対策【変更原案 46頁】

地震による堤防の被災要因として主眼が置かれていなかった堤体の液状化による被災が多数発生していたことなどが明らかとなりました。今後は、東北地方太平洋沖地震による災害で得られた新たな技術的知見を踏まえた点検を行った上で、河川管理施設の耐震・液状化対策を推進していく必要があります。

5.河川の整備の実施に関する事項 / 1.1 (1) 2) 堤防の質的整備【変更原案 86頁】

これまでの高さや幅等の量的整備(堤防断面確保)に加え、質的整備として、浸透に対する詳細点検や平成24年7月九州降雨災害の堤防決壊・越水被害等を受けて実施した緊急点検、東北地方太平洋沖地震後の河川堤防の耐震対策に関する技術的知見も踏まえた地震等に対する安全性の詳細点検を行い、背後地の人口・資産等を踏まえ、必要に応じた対策を実施し、質的量的ともにバランスの取れた堤防整備を推進します。

◆項目:水利・環境 意見分類: 人と河川とのふれあいの場の整備

- ①災害対策とともに、ふるさとの大切な資源である川と人が共存する方法も考慮いただきたいです。散歩や川遊びの場があるとうれしいです。
- ②東日本大震災で損傷を受けた箇所を早期復旧を行い、水辺でのレクリエーション施設を作ったり景観を含めた河川整備を望みます。
- ③震災からの早期復興を進め、地域住民の憩いとなる河川整備を望みます。

ご意見にあるとおり、より河川空間の親水性を高め、地域住民の憩いとなるような河川管理が必要であると考えております。なお、今回の整備計画(変更原案)においても、以下の考え方を盛り込んでおります。

<整備計画(変更原案)における考え方>

3.鳴瀬川の現状と課題 / 4.河川の利用に関する事項【変更原案 71頁】

これまでに整備した施設を適正に維持管理するとともに、利用者の要請・要望等を把握しつつ、河川利用の促進や親水性の向上を進める必要があります。

5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(5) 河川空間の管理【変更原案 115頁】

地域住民や市町村、利活用団体と連携・協調しながら、利用者の視点に立った環境づくりを進めていきます。

◆項目:維持管理 意見分類: 河口部の維持管理

- ①河口を大きくすれば洪水が流れやすくなると思うので、そういった洪水時の影響も考慮して、砂州を含めた河口部への対応を考えてもらいたい。
- ②昭和61年の洪水時において消失された砂州は3ヶ月で戻ったが、今回の場合、年月が経っても砂州が戻っていないことからもう戻ることはないのではないか。
- ③浜市漁港を利用していくためにも、河口部の砂州については、モニタリングのみでなく具体的な対応をお願いしたい。

東北地方太平洋沖地震・津波に伴う河口域における砂州の消失を含めた大きな地形変化については、今回の整備計画(変更原案)において以下の考え方で進めていくこととしております。

なお、北上運河内に位置する浜市漁港の漁港内及び航路筋への堆砂に関しては、漁港管理者である東松島市や、北上運河の管理者である宮城県など関係機関へ、鳴瀬川河口部における砂州のモニタリング結果等の情報提供に努めます。

<整備計画(変更原案)における考え方>

5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1 2) 河川状況の把握【変更原案 107頁】

東北地方太平洋沖地震や津波による侵食等に伴い発生した広域的な地盤変動や河口の地形変化については、洪水の流下能力、塩水遡上、動植物の生息・生育環境、河口周辺の侵食、津波の遡上、高潮による波浪の打上げ、船舶の航行等に影響することから、これらの影響項目との関連を踏まえて、今後の動向についてモニタリングを実施するとともに、長期的に河川管理上の支障が予想される場合には必要な対策を実施します。

◆項目:維持管理 意見分類: 河川空間の維持管理

- ①ゴミ等が多く、取締りを強化すべきである。
- ②マナーアップの向上対策をしてほしい。

ご意見の内容については、今回の整備計画(変更原案)において、以下の考え方で進めていくこととしております。

特に、ゴミの不法投棄については、これまでも確認時に警察と現地立会を行い、必要に応じて看板の設置や、規制柵の設置を行うなどの対応をしてきております。今後も、河川巡視等により発見した不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

<整備計画(変更原案)における考え方>

3.鳴瀬川の現状と課題 / 1.5(3)不法占用、不法投棄等の防止と河川美化【変更原案 56頁】

高水敷などの河川区域に、一般家庭ゴミや自動車など様々なものが不法投棄されています。
これらは河川環境の悪化につながるだけでなく、洪水流下の支障となる恐れがあることから、
河川巡視による不法投棄防止のための監視体制を強化する必要があります。

5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(5) 2)不法占用・不法投棄対策【変更原案 116頁】

不法占用対策については、河川巡視における早期発見に努め、すみやかな是正措置を講じるとともに、関係機関と連携し不法占用の未然防止に努めます。

不法投棄対策については河川巡視の強化や河川情報カメラの活用により状況把握を行うとともに、民有地の場合は所有者の協力を得ながら不法行為を行っている者への適正な指導を行い、悪質な行為に対しては関係機関と連携して、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。また、ゴミマップを公表し、ゴミ問題に関する意識の啓発を行います。また、看板を設置する等、適切な対策を講じます。

◆項目:維持管理 意見分類: 水門等の操作に関する防災危機管理

- ①今回のような津波に対しては避難を優先し設備の強化や自動化は必要ない。
- ②ゲート操作は極力無人化を進めるべきである。
- ③野蒜水門について、無人化構造や遠隔操作が出来るようにしてほしい。

水門及び樋門・樋管等における危機管理体制の強化に向け、今回の整備計画(変更原案)において、以下のように、水門等の自動化・遠隔操作化を進めていくこととしております。

<整備計画(変更原案)における考え方>

3.鳴瀬川の現状と課題 / 1.5 2)樋門・樋管等の管理【変更原案 53頁】

河川管理施設の操作については、操作員の高齢化、局所的な集中豪雨、津波への対応などにより、操作頻度の増加や確実な操作・操作員の安全確保が必要となります。このため、監視・操作環境向上のための操作上屋の設置や管理の効率化のためのフラップ化に加え、河川情報システムや光ファイバーケーブルを活用した遠隔化等、河川管理の高度化による迅速、確実な対応が重要となります。

また、河口部においては、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波による被害を踏まえ、被害の軽減を図るとともに、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進することが必要です。

5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(2) 2) 樋門・樋管、堰及び排水機場の維持管理【変更原案 111頁】

津波に対する操作を行う必要がある河川管理施設については、操作の遠隔化やフラップゲートによる無動力化等を進めることにより、操作員の安全を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努めます。

◆項目:維持管理 意見分類: 防災教育・震災経験の伝承

- ①危険水位表示板も住民の目のとどく所に設置してほしい。
- ②震災の記憶を風化させないように、後世に語り継ぐために、防災機能も兼ね備えた資料センターの整備などはできないか。

ご意見の内容については、今回の整備計画(変更原案)において、以下の考え方で進めていくこととしております。

なお、表示板については、危険水位や今回の津波到達等の情報をより地域の方々の目に付くよう、橋の橋脚に設置するなどの取組(P19参照)を実施してきており、今後も引き続き、こうした取組を実施していきます。

<整備計画(変更原案)における考え方>

5.河川の整備の実施に関する事項 / 2.1(10) 防災教育への支援、震災経験の伝承【変更原案 129頁】

どのような状況にあっても、いざ災害が発生した場合に、住民等が迅速かつ適切な避難行動をとることができるようにするためには、日常からの防災意識の向上に加えて、住んでいる地域の特徴、過去の被害の状況、災害時にとるべき行動といった防災意識の普及や、過去の災害から学んだ教訓の後世への伝承が重要です。

そのため、関係機関と連携して関係自治体を実施する防災訓練への積極的な支援、総合学習等を活用した防災教育への支援、多様なツールを活用した広報等を推進します。

【参考】●危険水位、津波到達水位等の表示板設置の取り組み状況

- 水防活動支援の一環として、東北地方太平洋沖地震による広域的地盤沈下及び堤防被災等を踏まえ見直した**危険水位等の情報について、橋りょう橋脚に表示板を設置**。
- 災害の記憶の風化を防ぐとともに、防災教育、避難行動に役立てることを目的に、東北地方太平洋沖地震に伴う津波の遡上範囲において、**津波到達表示板を設置**。

・震災後に見直した氾濫危険水位等や津波到達高の情報について、橋りょうの橋脚に表示板を設置。

・河川の水位観測所において確認された水位変動を表示する津波到達表示板の設置

表示板設置箇所(平成24年10月内に設置完了予定)

鳴瀬川 危険水位等 6橋りょう(8箇所)
津波到達高 1橋りょう(1箇所)

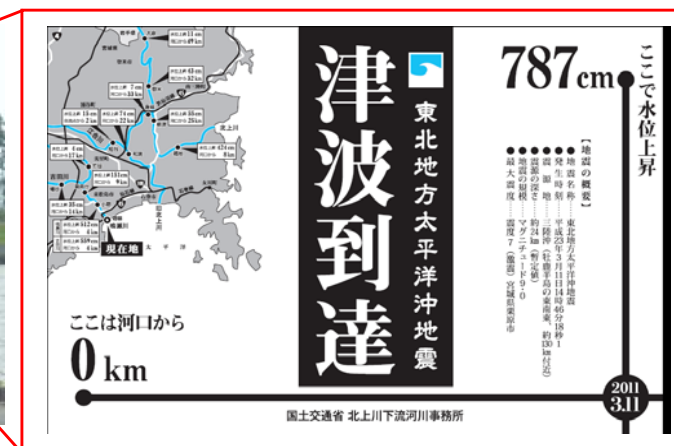
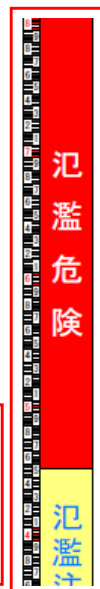
吉田側 危険水位等 4橋りょう(7箇所)
津波到達高 1橋りょう(1箇所)

※津波到達高表示板は、鳴瀬川、吉田川ともに東松島大橋の橋脚に設置

津波到達表示板設置箇所(平成24年7月に設置完了)

鳴瀬川 4箇所 (野蒜・小野・鹿島台・竹谷)

吉田側 3箇所 (小野・鹿島台・幡谷)



津波到達表示板設置事例 (鳴瀬川：野蒜水位観測所)

※ 787cmとは、野蒜水位観測所で観測された津波到達前の水面の高さと、津波到達後の最も高い水面の高さの差分をあらわしています。

参 考

昨年度に実施した堤防計画に関する地元説明会の状況及び意見

- 具体的な堤防計画（素案）について、関係する地域住民を対象に説明会を開催。
- 地域の合意形成が得られるように、河口部堤防に接する地区を対象に開催案内チラシを全戸配布。
- 事業の進捗状況などについて、東松島市公報を活用し地域住民に広報。

地域住民への説明会案内

- ・対象戸数全てへの周知(チラシ配布)
総数:435部

地元説明会の開催

- ・堤防計画平面図(案)の配布、提示

用地調査に関する協力依頼

- ・東松島市公報への掲載



浜市地区説明会(H24.3.12)

鳴瀬川の堤防計画と用地調査について説明会を実施します。

平素より、国土交通省の河川行政にご理解・ご協力を賜りまことにありがとうございます。
 さる平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震で損傷を受けた堤防などの施設について、今後の堤防復旧の計画及び用地の調査について説明会を実施します。
 堤防計画は、復旧の範囲、堤防の高さ、堤防の幅、堤防の構造等について説明させていただきます。
 あわせて、今後の用地調査のスケジュール等についての説明をいたしますので、お集まりくださるようお願いいたします。

説明会実施日：3月12日(月) 19:00~
 説明会会場：小野市民センター 2階講堂

ご連絡・お問合せ先

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
 ・工務第二課
 電話：0225(94)9793
 担当：斉藤、漆原、高橋
 ・鳴瀬出張所
 電話：022(354)3101
 担当：田村、横山
 東松島市役所
 ・建設課
 電話：0225(82)1111(代表)
 担当：平田



配布した説明会案内のチラシ

鳴瀬川の堤防復旧に向けて用地調査を開始 ~国土交通省からのお知らせ~

鳴瀬川河口から国道45号鳴瀬大橋までの区間で、地震により被災を受けた堤防を復旧するために用地調査を、4月から開始しています。

堤防復旧は、今回の津波が堤防を越えた箇所については、被災前より堤防を高く(海拔7.2m)、また大きく強化します。それ以外の箇所についても、地盤沈下した堤防のかさ上げとあわせて従前の堤防計画の高さ(海拔6.2m)まで完成させます。

堤防整備には、堤防に必要な用地を取得しなければならないため、用地調査を実施するものです。

調査では、必要な用地の境界に木杭などを設置します。杭の設置位置が私有地となる場合がありますので、土地の立ち入りと杭の設置にご協力願います。

■問 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所

堤防計画に関すること:工務第二課 ☎94-9793

用地に関すること:用地第二課 ☎95-6502

県・自治体調整会及び地元説明会

地元説明会 3箇所、90名以上出席

※堤防高公表後地元説明会

(H24.3.12~3.15)

※県・自治体調整会 (H24.3.6・3.7)

中下地区(町内会)

3/15 地元説明会(16名)

新町地区

3/13 地元説明会(17名)

浜市地区

3/12 地元説明会(約60名)

・説明会での主な意見(堤防計画等に関するもののみを抜粋)

- ・堤防の高さは津波に対して想定される水位より高いのか。
- ・堤防の高さは現況に比べてどの程度高くなるのか。
- ・堤防の法面を護岸とすると津波の流れが速くなるのではないか。
- ・堤防の地震に対する強度は大丈夫なのか。
- ・多重防御のまちづくりについて、河川堤防を含む防御施設はそれぞれいつ完成するのか。
- ・塩止め対策として堤脚水路を設置してもらいたい。
- ・北上運河の出口部は現在、海からの砂の供給が多く、船が航行できないので、
河口部に消波ブロックを設置してもらいたい。